

令和8年度白鷹町会計年度任用職員募集案内

令和8年度に任用を予定している白鷹町の会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2に基づき任用される一般職の臨時非常勤職員）の募集について、下記のとおり登録の受付を行います。

なお、登録者の中から書類審査を行い、必要に応じて面接等により採用者を決定することから、名簿登録期間中（令和9年3月まで）に必ずしも採用されるものではありませんのでご了承ください。

1 登録方法

「令和8年度白鷹町会計年度任用職員登録申請書」に必要事項を記入し、写真及び資格証の写しを添付の上、白鷹町役場総務課総務係へ持参又は郵送で提出いただくか、下記アドレス宛てメールにより送付ください。

2 登録受付期間

令和8年1月15日（木）～令和8年2月6日（金）（郵送の場合必着）
受付期間後でも登録は可能ですが、令和8年4月からの採用については、2月6日までに登録いただいた方の中から選考させていただきます。

3 名簿登載期間

登録受付日～令和9年3月31日
期間内に登録の削除を希望する場合は、総務課総務係へご連絡ください。

4 登録募集職種等

別表1 町長部局、別表2 教育委員会

5 応募資格

登録職種の必要資格等を満たす方（別表1、2参照）で、以下（地方公務員法第16条）の欠格条項に該当しない方。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 選考方法及び結果

登録申請書の内容で書類審査を行い、必要に応じて面接等により選考を行い採用者を決定します。

なお、年度初めからの採用の有無については、職員の人事異動の関係上、3月中旬の通知となります。

7 任用期間・勤務時間

任用期間については、原則4月1日から3月31日までとなりますが、職種、業務内容等によっては短期間の任用となることもあります。勤務時間は別表1、2のとおりです。※勤務実績等により、次年度以降も改めて任用する場合があります。

8 給与等

- (1) 給料、報酬・・・別表1、2に記載（学歴、経験年数により別表に掲げる単価の範囲内で決定。）
- (2) 通勤手当・・・自動車通勤の場合、片道2km以上の方に支給されます。
- (3) 期末手当、勤勉手当・・・原則として、任用期間が6か月以上かつ週の勤務時間が15時間30分以上となる職員に、6月と12月に支給されます。年間最大4.65か月分。期間率で計算するため、任期により支給額が異なります。
- (4) 時間外勤務、休日勤務手当・・・正規の勤務時間を超えて勤務することを命じた場合（週休日を含む。）には、その超えた勤務時間に対して支給します。
- (5) 退職手当・・・フルタイム会計年度任用職員に限り、6か月を超えて勤務し、退職した時に支給されます。
- (6) 給与等支給日・・・例月給与は、パートタイム会計年度任用職員は当月末締翌月15日支給、フルタイム会計年度任用職員は当月21日支給、期末手当は6月30日と12月10日支給。いずれの場合も、支給日が土曜日、日曜日及び国民の祝日となる場合は、直前の金融機関営業日に支給します。

※人事院勧告等を受けて常勤職員の給与改定があった場合は、併せて改定される場合があります。

9 休暇、休日等

勤務形態に応じて、年次有給休暇のほか、有給の特別休暇として忌引休暇、結婚休暇、夏季休暇、産前・産後休暇、病気休暇など、無給の特別休暇として子の看護休暇、介護休暇などを取得できます。※勤務条件によって付与される休暇や日数は異なります。

土日祝日等開庁部門（図書館等）を除き、土曜日、日曜日及び国民の祝日等は原則と

して勤務を要しません。ただし、行事等により勤務を命令する場合があります。

10 社会保険等

健康保険は山形県市町村職員共済組合、年金は厚生年金にそれぞれ加入するほか、雇用保険に加入（退職手当支給対象者を除く）します。

11 災害補償

勤務場所等に応じて、労働者災害補償保険制度又は白鷹町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例による補償等により補償されます。

12 その他

- (1) 地方公務員法の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）が適用されるほか、懲戒の規定に該当する場合は、同法に基づく処分の対象になります。なお、今回募集する会計年度任用職員については、同法の「営利企業への従事等の制限」は適用されません（フルタイム会計年度任用職員を除く。）。
- (2) 任用はすべて条件付のものとし、原則として採用後1か月間を良好な成績で勤務したときに正式任用となります。
- (3) 障がいの有無による選考結果への影響はありません。なお、車椅子の使用等、勤務において配慮が必要な場合は、申請時に申出ください。

13 問合せ及び提出先

〒992-0892

山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833

白鷹町役場 総務課総務係

TEL: 0238-85-6120

メール: saiyou-shirataka@so.town.shirataka.yamagata.jp